

厚生労働大臣が定める掲示事項

1. 当院について

当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

当院では、1日の入院患者数に対する看護職員を以下の通り配置し、交代で24時間看護を行っています。

病棟ごとの配置人数は各病棟に掲示しております。

急性期一般入院料 4

入院患者10人に対して1人以上の看護職員を配置

地域包括ケア入院医療
管理料2（2階のみ）

入院患者13人に対して1人以上の看護職員を配置

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束について

入院の際に医師や看護師をはじめとする関係職種が共同して総合的な診療計画を策定し、入院後7日以内に文書によりお渡ししています。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束の基準を満たしています。

4. 基本診療料／特掲診療料の施設基準の届出について

当院の基本診療料、特掲診療料の施設基準に係る届出については、別掲の「施設基準届出」をご参照ください。

施設基準
届出



ホームページは
☞こちらから閲覧可能です。

5. 明細書発行体制について

当院は、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、病名などを推測することが可能な場合があります。

明細書の発行を希望されない方は、計算窓口にてその旨をお申し出ください。

厚生労働大臣が定める掲示事項

6. 入院時食事療養に関する事項について

当院は、入院時食事療養/生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士による管理のもと食事を適時、適温で提供しています。

食事	提供時間
朝食	午前8時
昼食	午前12時
夕食	午後6時

7. 選定療養費に関する事項について

特別療養環境の提供

患者様の希望により、特別療養環境室に入院された場合は、特別料金として室料差額を同意を得て徴収しております。
料金等の詳細については受付（医務課入院担当）までお尋ねください。

病室	料金
特別室	¥15,120
個室	¥6,480
2名室	¥2,160

入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

当院では、医療機関へのご入院が通算180日を超えた場合の特定療養費として、下記の通りの患者様のご負担をいただくこととし、関東信越厚生局へ届出を行っております。

急性期一般入院料4の特定療養費として患者様より徴収する額：¥2,000円/1日につき

病室	料金
急性期一般入院料4の特定療養費として患者様より徴収する額	¥2,000円 (1日につき)

8. 保険外負担に関する事項について

当院では、各種診断書、紙オムツ、入院セットなどにつきまして、その使用に応じた実費のご負担をお願いしています

診断書・証明書

診断書・証明書のご負担額については、別掲の「保険外負担一覧」をご参照ください。

紙おむつの定額サービス

ご入院中の患者様がお使いになる紙おむつ・尿とりパット等を専門業者により定額でご提供するサービスをご用意しています（おむつセット）。このサービスを利用することで院内感染予防等、院内の衛生管理をより円滑に行い常に清潔な状態を維持できると考えています。

紙おむつの定額サービスは、当院指定業者との業務委託となります。
（指定業者：株式会社ウエスト）

おむつセット



ホームページは
☞こちらから閲覧可能です。

タオル・病衣等（リネン類）のリース委託

当院では、入院の際必要となる日用品（タオル・バスタオル・おしぼり・パジャマ・室内着等）を専門業者によりリースするシステムをご用意しています（入院セット）。このシステムを利用することで院内感染予防等、院内の衛生管理をより円滑に行い常に清潔な状態を維持できると考えています。

入院セットは、当院指定業者との業務委託となります。
（指定業者：株式会社ウエスト）

入院セット



ホームページは
☞こちらから閲覧可能です。

厚生労働大臣が定める揭示事項

9. 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術の件数について

2024年1月1日～2024年12月31日

区分	手術名	件数
その他の区分（ア）	人工関節置換術	12件